

平成 30 年度 大田区勤労者共済会報の発送業務委託 仕様書

以下、委託元である公益財団法人大田区産業振興協会を甲、委託先となる発送業務受託者を乙として記述する。

1 件名

平成 30 年度 大田区勤労者共済会報の発送業務委託

2 契約期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで（会報平成 30 年 5 月号から平成 31 年 4 月号まで）

3 作業日程・内容

(1) 発送回数 8 月号と 2 月号を除く年 10 回

(2) 送付方法 送付先事業所約 1,700 に対し、甲が乙に支給する指定封筒（角 2・のり付き）を使用し、乙が下記を封入及び発送する。ただし、1 事業所に送付する部数が多い場合など、指定封筒に入らない場合は、乙が梱包資材を用意して宅配便で送付する。

会報は送付先事業所に所属する会員 1 名あたり 1 部を封入する。会員総数は約 4,700 人であるが、1 事業所あたりの人数は 1 人～約 70 人の幅がある。

参考) 平成 29 年 12 月号の場合、封筒 1605・宅配便～2kg が 22 件・同～5kg が 6 件

(3) 送付物

ア) 会報 … A4 判 8 枚（A3 判 4 枚を 2 ツ折り）

イ) チラシ類(A4 判または類する大きさ)

チラシ類は会員向けと事業所向けがあり、不定期かつ複数種類を封入することがある。

会員向けは会報内（頁は不問）に挟み込み、事業所向けは封入する会報の一番上に同封する。

参考) 平成 29 年度 チラシ類の数と宅配便使用数

5 月号	会員向け 3 種類 ※ガイドブック同封のため通常月とは異なった宅配数	2kg まで 124 個、5kg まで 65 個、 20kg まで 40 個
6 月号	事業所向け 1 種類	2kg まで 6 個、5kg まで 0 個
7 月号	会員向け 1 種類＋事業所向け 1 種類	2kg まで 30 個、5kg まで 4 個
9 月号	事業所向け 1 種類	2kg まで 6 個、5kg まで 0 個
10 月号	会員向け 2 種類＋事業所向け 2 種類	2kg まで 32 個、5kg まで 6 個
11 月号	事業所向け 2 種類	2kg まで 7 個、5kg まで 0 個
12 月号	会員向け 2 種類	2kg まで 22 個、5kg まで 6 個
1 月号	なし	2kg まで 10 個、5kg まで 0 個
3 月号	未定	未定
4 月号	未定	未定

(4) 作業の流れ

①発行月の前月 1 日頃にチラシ類の有無及び作業日程を甲が乙に連絡する。

②発行月の前月 15 日頃までに甲が乙に宛名データ（事業所の郵便番号、住所、事業所名、事業所番号、

会員数)を送り、乙はこのデータに「問合せ番号」等の追跡可能な番号を付与した宛名シール及び宅配伝票(宅配便使用の場合のみ)を送付作業に間に合うよう作成する。

- ③チラシ類の封入がある場合、発行月の前月 17 日頃までに各チラシ依頼元が乙にチラシ(予備を含めた部数)を納品する。
- ④発行月の前月 22 日頃に甲が発注した印刷所から乙に会報を納品する。
- ⑤乙は発行月前月末の 2 営業日頃前までに甲へ届くように予備分を返送する。
- ⑥乙は発行月の 1 日(例:5月号は5月1日)までに送付先事業所へ届くよう封入・発送を行う。
- ⑦乙は発送作業後、速やかに送付結果(追跡番号を含む)と請求書を甲へ送る。

4 契約方法

単価契約とする。

5 支払

- ・請求に基づき、指定口座へ振り込む。
- ・支払金額については、消費税率を乗じて得た金額を加算した金額とする。また、1円未満の端数金額が発生した場合は切り捨てとする。

6 入札に際しての見積方法

下記項目に基づき入札金額を見積ること。ただし、単価契約かつ前記3のとおり送付物の枚数及び件数は変動するため出来高払いとなり、入札金額が年間支払額と一致しないことを予め承知のこと。

- (1) 宛名作成・会報封入・発送一式の1送付先(1事業所)あたりの単価に送付先予定数1,700件と月数を乗じた金額
→ **単価×1,700件×10月**
- (2) チラシ類を会報1部あたりの挟み込む費用単価に会報予定部数4,700件と予定回数を乗じた金額
→ **単価×4,700件×20回**
【重要】事業所宛のチラシ類を同封する作業は上記(1)に含むこととする。
- (3) 指定封筒で送付する際の1送付先(1事業所)あたりの単価に送付先予定数1,670件(送付先予定数1,700件-宅配便送付予定数30件)と月数を乗じた金額
→ **単価×1,670件×10月**
- (4) 宅配便で送付する際の1送付先(1事業所)あたりの単価に31件(送付先予定数30件+予備品返却時1件)と月数を乗じた金額
※一律の場合は1つの単価、重量によって異なる場合は重量区分ごとの単価
→ **単価×31件×10月**

7 資材の発送

- ・送付用に支給する封筒(契約期間中に使用する全数)は、5月号の発送業務を開始する期日までに甲の事務所から乙が運搬・保管する。なお、この運搬・保管に必要な経費は乙が負担する。
- ・乙が大田区外の場合、会報を甲が契約する印刷所(大田区内)から乙へ運搬する費用は乙の負担とするか、または乙自身が運搬することとする。

8 その他

上記以外の詳細及び契約期間内に仕様等の変更が生じた場合の対応については、甲乙双方が十分協議のうえ決定する。